

総 税 市 第 106 号
令和5年10月27日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

分煙施設のより一層の整備推進と分煙施設整備に係る参考事例集の送付について

平素より地方税務行政に格別のご配慮をいただき、ありがとうございます。

分煙施設整備に関しては、令和2年度以降の税制改正大綱における記載を踏まえ、毎年度の自治税務局事務連絡において、望まない受動喫煙の防止及び地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、分煙施設のより一層の整備を図ることについて要請してきたところです。

上記事務連絡に記載しているように、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条において、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされており、各市区町村が積極的に分煙施設の整備に取り組むことが求められています。

また、同法において第一種施設が原則敷地内禁煙、第二種施設が原則屋内禁煙とされていることに伴い、規制対象外とされた第二種施設の屋外や路上等での受動喫煙の増加や吸い殻の廃棄による環境悪化が懸念される状況も見受けられ、これらの問題に対して分煙施設の整備は有効な取組であると考えられます。

さらに、受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街・公園などの場所において、市区町村だけでなく民間事業者によるものも含めて分煙施設の整備を検討することが有効であると考えられます。

このようなことから、この度、各市区町村において分煙施設整備を進める上で参考にしていただくため、様々な取組をまとめた事例集を作成いたしました。

市街地での整備事例や観光地での整備事例、分煙施設に防災機能を備えた事例、分煙施設を整備する民間事業者への助成事例など地域の実情に応じて実施された取組を掲載しております。

分煙施設整備は、地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資することから、今回送付した参考事例集を活用し、公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設

の整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

その際、別紙のとおり、一定の技術的留意事項に沿って整備された分煙施設については、特別交付税措置等が講じられておりますので、この点も踏まえ積極的に整備をご検討いただきますようお願いいたします。なお、当該技術的留意事項を満たさない施設を設置することも可能であることを申し添えます。

また、貴都道府県内市区町村の税務担当課及び分煙施設整備担当課に対し、この旨が周知されるようよろしくお取り計らい願います。

(別紙)

分煙施設整備に係る特別交付税措置の具体的内容

1. 対象施設

厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成30年11月9日付健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）（別添1）の具体例に沿って整備された施設

2. 対象経費

対象施設の整備に要する経費のうち一般財源（施設ごとに上限500万円）の1/2（財政力補正あり）

※ 健康増進法における第一種施設の敷地内に設置する「特定屋外喫煙場所」の整備は対象外。

<参考> 受動喫煙防止対策助成金（厚生労働省）

健康増進法における既存特定飲食提供施設については、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の設置等に要する経費の1/2（主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3）が助成される「受動喫煙防止対策助成金」（上限100万円）を利用可能（別添2参照）

健 発 1109 第 6 号
平成 30 年 11 月 9 日

各

都道府県知事 保健所設置市市長 特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

屋外分煙施設の技術的留意事項について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)については、7月25日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

記

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合 (コンテナ型)
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口 (出入口と兼ねることも考えられる) は、排気口の反対側に設置されていること
 - ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)
 - ・ 壁については、一定程度の高さ (2~3メートル程度) があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること (2回以上のクランクがあることが望ましい)
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間 (10~20センチメートル程度) があること
- ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

(注) 上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

(注) なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(4)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設を営む		
(2)	労働者災害補償保険の適用を受ける		
(3)	次のいずれかに該当する		
		業 種	常時雇用する労働者数※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下
	卸売業	卸売業	100人以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(4)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする		

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2 m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2 m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- ・ 交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。

分煙施設整備の事例集

総務省 自治税務局 市町村税課

市街地での整備事例

1	豊田市（愛知県）	路上喫煙を防止し、分煙施策を進めることで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するため、喫煙禁止区域内等に分煙施設を設置
2	東大和市（東京都） 下関市（山口県）	避難所に指定されている公共施設に分煙施設を整備
3	台東区（東京都）	公園内での子ども及び保護者の受動喫煙防止やたばこのポイ捨て防止のため、分煙施設を整備
4	武蔵野市（東京都）	路上禁煙地区内の路上喫煙や吸い殻のポイ捨てを改善し、受動喫煙防止を進めるため、設置場所の変更が可能な喫煙トレーラーを整備
5	新宿区（東京都）	避難所に指定されている公園内に、利用者の受動喫煙防止のため、防災機能を備えた分煙施設を整備
6	名古屋市（愛知県）	望まない受動喫煙を防止するため、民間事業者が市内において誰もが利用できる屋外の分煙施設を設置する場合に、その事業費を助成
7	大阪市（大阪府）	喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備を図り、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保を行うため、民間事業者による喫煙所設置を補助
8	熊本市（熊本県）	受動喫煙のない安全で快適な都市環境を形成するため、民間事業者が中心市街地で誰もが利用できる分煙施設を設置する場合、その設置費用を助成

観光地での整備事例

1	松本市（長野県）	近隣地域で敷地内禁煙としたことにより松本城周辺で喫煙者が増加したことから、松本城の景観維持や喫煙場所確保を目的として分煙施設を設置
2	渋川市（群馬県）	温泉街に設置していた灰皿を撤去したところ、地元観光協会からの要望もあり、観光客が快適に過ごせる空間整備を実現するため分煙施設を整備
3	湖西市（静岡県）	道の駅に設置していた灰皿を撤去したが、利用者からの要望や環境への悪影響に配慮し、喫煙環境の整備や環境美化のため分煙施設を整備

＜市街地での整備事例＞

1	豊田市（愛知県）	・ ・ ・ ・ ・	3
2	東大和市（東京都） 下関市（山口県）	・ ・ ・ ・ ・	4
3	台東区（東京都）	・ ・ ・ ・ ・	5
4	武蔵野市（東京都）	・ ・ ・ ・ ・	7
5	新宿区（東京都）	・ ・ ・ ・ ・	8
6	名古屋市（愛知県）	・ ・ ・ ・ ・	9
7	大阪市（大阪府）	・ ・ ・ ・ ・	10
8	熊本市（熊本県）	・ ・ ・ ・ ・	11

路上喫煙を防止し、分煙施策を進めることで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目的に、路上喫煙禁止区域内に分煙施設を整備。

(3) 喫煙所

分煙の促進に資するため、禁止区域内及びその周辺に6か所の分煙施設（喫煙所）を設置しました。



新豊田駅東側喫煙所



レストえきまえ喫煙所



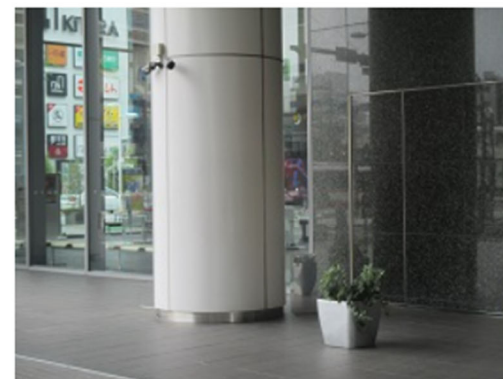
豊田市駅前交番北側喫煙所



KitARA喫煙所



コモ・スクエア2階連絡通路喫煙所



ホテルキャススル喫煙所

(出所)豊田市HPより作成

避難所に指定されている公共施設に分煙施設を整備。

東京都 東大和市（公民館）



※市役所利用者の利用が中心だが、同じ敷地内にある公民館の分煙施設としても利用される。

山口県 下関市（市民会館）



区として、屋外における分煙の促進とたばこのポイ捨て等の防止のために、公衆喫煙所整備を推進している中で、近隣住民からの要望もあり、公園内での子ども及び保護者の受動喫煙防止等のために分煙施設を整備。

（ 外 観 ）

（ 内 観 ）

【金竜公園内】



【隅田公園内】



(参考)『台東区公衆喫煙環境の整備指針』(令和4年3月) 抜粋

第2章 喫煙環境を取り巻く現況と課題

2 区のこれまでの取り組み

(1) 公衆喫煙所の整備

区では、屋外における分煙の促進と、たばこのポイ捨てなどの防止のために、公衆喫煙所の整備を推進してきました。(令和4年3月16日現在17箇所。詳細は資料編公衆喫煙所一覧を参照。)

また、不特定多数が利用する駅出入口至近及び通学路に面した道路上の公衆喫煙所などについては廃止を行い、新たに整備する場合は、喫煙しない方にも配慮した公衆喫煙所を設置しています。

令和元年度 2箇所

整備区分	場所	構造	運用開始	運用時間
新設	鶯谷公園内	コンテナ型	令和2年4月1日	7:00~19:30
新設	本庁舎駐車場出口横	トレーラー型	令和元年12月23日	8:00~19:00

令和2年度 3箇所

整備区分	場所	構造	運用開始	運用時間
新設	金竜公園内	コンテナ型	令和3年4月1日	7:00~19:30
新設	隅田公園内	トレーラー型	令和3年4月1日	7:00~19:30
改良(※1)	清川清掃車庫内	トレーラー型	令和3年4月1日	8:00~20:00

令和3年度 1箇所

整備区分	場所	構造	運用開始	運用時間
改良(※1)	池之端二丁目公衆トイレ横	コンテナ型	令和3年9月1日	終日(※2)

※1 「改良」とは、既存の公衆喫煙所を、分煙を図った形状等に変更することで環境を整備すること。

※2 日中(7時から19時)と夜間(19時から7時)で利用スペースをわけて運用。

第3章 今後の取り組み

1 公衆喫煙所整備の推進

(3) 整備手法

分煙対策のとれた公衆喫煙所を整備することにより、マナーを守って喫煙できる環境、そしてたばこの煙、臭いやポイ捨てなどに困ることのない環境を整備します。

これまで、区が主体となって公衆喫煙所の整備を進めてきましたが、用地の確保など多くの課題があります。そこで、今後は区による整備に加え、新たな手法を用いて公衆喫煙環境の整備を図ります。

①区による公衆喫煙所の整備

②民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援

③公衆喫煙所としての指定

① 区による公衆喫煙所の整備

「台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針」等に基づき、区有施設等の敷地を活用し、区による整備を行います。整備にあたっては、地域住民等に対して十分な説明を行い、理解を得るうえで進めます。

② 民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援

民間事業者等に対して公衆喫煙所の設置を働きかけ、支援を行います。

③ 公衆喫煙所としての指定

既にある民間事業者等の喫煙所の情報収集を行い、より幅広い方に利用いただけるよう、区の公衆喫煙所としての協力を依頼します。協力可能な場合は、区の公衆喫煙所として指定し、公衆喫煙所ウェブマップ(区公式ホームページ)への掲載などを通じて利用促進に努めます。

改正健康増進法施行に伴い、駅前周辺エリアの喫煙可能な場所が限定されることになり、まちの環境美化への影響と受動喫煙の増加が懸念されることから、路上禁煙地区内の路上喫煙や吸い殻のポイ捨てを改善し、受動喫煙防止を進めるため分煙施設を整備。

【三鷹駅北口】



【吉祥寺駅】



【武蔵境駅】



- ・喫煙トレーラーハウスは屋外に設置でき、けん引可動式のため設置場所が変更可能。
- ・普段は人の集まりが少ないが、イベント等の開催時には人が多く集まることが想定される場所に移動させて活用することが可能。

(出所)武蔵野市HPや市への聞き取りにより作成

改正健康増進法施行により屋内が原則禁煙となったことで、公園内での喫煙者が増加したため、公園利用者の受動喫煙防止のため分煙施設を再整備。

避難場所に指定されている公園でもあるため、防災機能（パーティションの外壁と内壁に防災に関するメッセージを掲出、防災倉庫を設け、災害用トイレで使うトイレットペーパーを保管）を備えた形で整備。

【新宿中央公園】



（出所）区への間取りにより作成。

屋外分煙施設の普及を図り、屋外の分煙対策を推進することで、望まない受動喫煙を減らし、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市民の健康で快適な生活の維持を図るため、民間事業者による屋外分煙施設の設置に対して助成事業を実施。

2 助成事業の概要

区分	内容
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する事業者又は団体（以下「事業者等」といいます。）
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の全部の場所を喫煙する場所とする屋外の分煙施設
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所が名古屋市内であること。ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体が所有する場所並びに健康増進法に定める第一種施設に該当する場所を除く。
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> パーティション、コンテナの購入、設置・改修等に係る経費 屋外分煙施設と併せて設置することが必要であると認められる、防犯カメラ等附属物の購入、設置等に係る経費 屋外分煙施設の管理に必要であると認められる、清掃中であることを示す看板、ゴミ箱等の備品購入経費
助成率等	<ul style="list-style-type: none"> 助成率 10分の10 限度額 300万円 予算の範囲内で助成



民間事業者による喫煙所の整備等を促進し、喫煙者と非喫煙者の共存できる喫煙環境の整備を図り、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保を行うため、喫煙所の設置等に係る経費を補助。

報道発表資料 万博開催に向けた環境整備 ～市内全域での路上喫煙禁止～

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、6か所の「路上喫煙禁止地区」を指定するなど路上喫煙対策の取組を推進しています。

こうした中、2025年日本国際博覧会の開催を契機に国内外から多くの観光客が大阪を訪れることから、国際観光都市大阪の更なるイメージアップにつなげるため、令和7年1月の市内全域での路上喫煙禁止実施に向け取組を進めています。

この「市内全域における路上喫煙禁止」の実効性を確保するため、民間事業者との連携も図りながら、公設と併せて民間事業者が整備する喫煙所を指定喫煙所として指定し、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備を令和5・6年度の2か年度で進めます。

1 喫煙所整備

路上喫煙対策委員会のご意見等も踏まえ、喫煙所設置基準等を策定のうえで、各区役所と連携し、駅周辺など人の集まるところを中心に市有地や民間事業者の土地で公設喫煙所の整備を進めます。

- 令和5年度整備予定 40か所（6億5,000万円）

2 補助制度の創設

たばこ販売事業者等をはじめ関連事業者への協力を働きかけ、民間事業者との連携により指定喫煙所の整備を促進するため、喫煙所の新設や改修等に対する補助を新設します。

- 令和5年度補助予定 新設 20か所（2億6,500万円）、改修 10か所（3,200万円）

【令和5年度予算額 9億4,700万円】新規

補助制度を活用した最初の大阪市指定喫煙所:



喫煙所内部



喫煙所入口

受動喫煙のない安全で快適な都市環境を形成することを目的として、中心市街地で新たに誰もが利用できる分煙施設を設置する場合、その設置費用を助成。

熊本市中心市街地の事業者の皆さま

分煙施設設置費用の助成を受けませんか!!

対象経費
1,000万円まで
全額助成します!
※パーテーション型は
600万円まで

受動喫煙のない街にしていきたい!

	助成対象
対象区域内に土地又は建物を所有若しくは使用する者	
¥	対象経費
工事費、設計費 備品・機械装置 費等の全額	
	決定方法
お問合せ・申込みから、審査後に助成対象を決定。 ※裏面も記載有	

熊本市 生活安全課 096-328-2397

募集期間	対象区域
令和5年4月3日（月） ～12月28日（木）	
第1期 令和5年4月中	
第2期 令和5年5月中	
第3期 令和5年6月中	
⋮	
第8期 令和5年11月中	
第9期 令和5年12月中	

手続きの流れ ※予算額に達した場合は、募集終了となります。

1 申込み 審査後、助成対象決定	2 交付申請書の提出	3 審査・交付決定!
4 工事契約・発注・施行 →工事完了	5 実績報告	6 助成額の確定 助成金交付

設置要件

- ✓ 施設の床面積が車いすが回転できる **2.25㎡以上**
- ✓ **誰もが利用できる**
- ✓ 1日8時間以上かつ週5日以上運営
- ✓ 出入口に、喫煙可能とわかるよう掲示
- ✓ 5年間の継続運営
- ✓ 法令等の基準を満たす・公序良俗に違反しない
- ✓ 設置について、あらかじめ商店街等に周知

お問合せ・ご相談は

熊本市 生活安全課

※詳しくは HPをご確認ください。

☎ 096-328-2397
✉ shiminseikatsuanzen
@city.kumamoto.lg.jp

<観光地での整備事例>

- 1 松本市（長野県） 13
- 2 渋川市（群馬県） 15
- 3 湖西市（静岡県） 16

改正健康増進法施行に伴い松本城に隣接する松本市役所の敷地内を全面禁煙にしたが、周辺の喫煙者が増加したため、観光施設でもある松本城周辺の景観維持及び観光客や市民が喫煙できる場所の確保を目的として分煙施設を整備。

また、設置場所については、観光目的や憩いの目的で松本城周辺を訪れる観光客や市民に受動喫煙が生じないように、一定のスペースが確保できる場所を総合的に考慮。

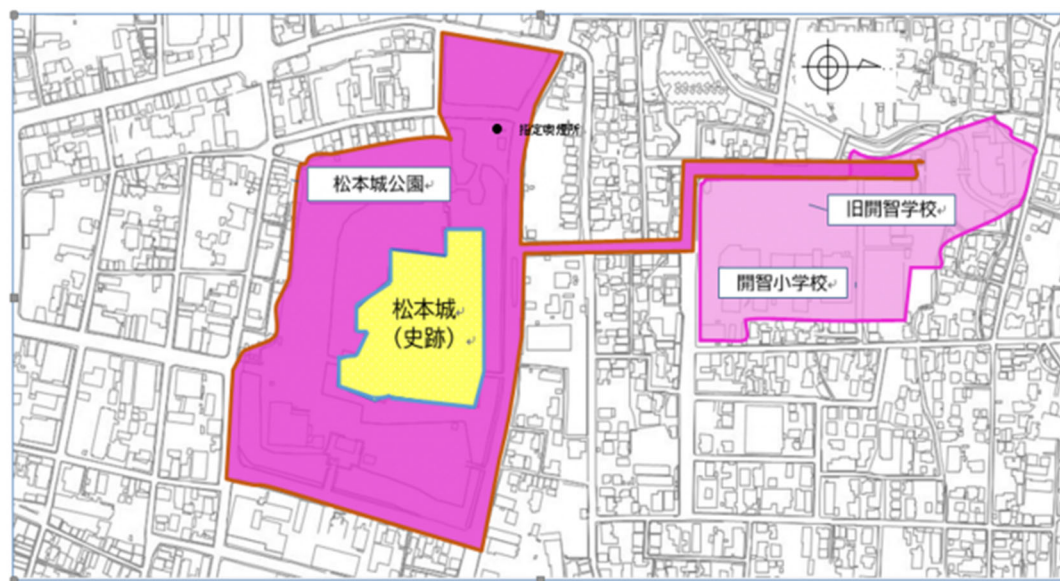
長野県 松本市（松本城公園内）



松本城公園・旧開智学校周辺は受動喫煙防止区域です

令和4年4月1日から、松本城公園・旧開智学校までの道路は受動喫煙防止区域となりました。松本市受動喫煙防止に関する条例に基づいて、松本城公園内の指定喫煙所を除き、たばこを吸うことはできません。区域内での禁煙は、加熱式たばこも対象となりました。

望まない受動喫煙をなくすため、ご協力をお願いします。



色付きが禁煙エリアです（松本城史跡は除く）。

松本城公園内の「指定喫煙所」をご利用ください

松本城公園で喫煙の際には、こちらの「指定喫煙所」をご利用ください。

この指定喫煙所は、厚生労働局長通知「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」に基づいたパーティション型の施設となっています。また「松本市受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づき、道路から7m以上間隔を取って配置し、公園の北西隅に設置する等周辺において受動喫煙の機会が少なくなるようにしています。

改正健康増進法施行に伴い、温泉街周辺の灰皿を撤去したが、地元観光協会からの要望もあって、観光客に快適に過ごしてもらえるような空間整備を実現するため、分煙施設を整備。

※民間事業者からの寄贈によるもの

群馬県 渋川市（伊香保温泉石段アルウィン公園内）



内 観



外 観

改正健康増進法施行に伴い、道の駅の灰皿を撤去したが、利用者からの要望や環境への悪影響に配慮し、喫煙環境の整備や環境美化のため分煙施設を設置。

※民間事業者からの寄贈によるもの

静岡県 湖西市（道の駅 潮見坂）

